

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年8月7日
【四半期会計期間】	第46期第1四半期（自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日）
【会社名】	株式会社アイビー化粧品
【英訳名】	IVY COSMETICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白銀 浩二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03（3568）5151（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部 部長 兼 経営管理部 部長 中山 聖仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03（3568）5151（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部 部長 兼 経営管理部 部長 中山 聖仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期 累計期間	第46期 第1四半期 累計期間	第45期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 6月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 6月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
売上高 (千円)	353,425	307,738	3,832,236
経常利益又は経常損失 () (千円)	429,220	419,934	24,982
四半期純損失 () 又は当期純利益 (千円)	322,491	335,295	45,906
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,304,200	1,304,200	1,304,200
発行済株式総数 (千株)	5,604	5,604	5,604
純資産額 (千円)	1,072,197	1,167,204	1,501,513
総資産額 (千円)	4,937,884	4,519,209	4,871,463
1株当たり四半期純損失 () 又は1株当たり当期純利益 (円)	85.64	88.77	4.12
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	21.7	25.8	30.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。

4. 1株当たり四半期純損失 () 又は1株当たり当期純利益の算定上、従業員向け株式交付信託及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

5. 第45期第1四半期累計期間及び第46期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 1株当たり四半期純損失 () 又は1株当たり当期純利益は、四半期純損失 () 又は当期純利益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

（会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等）

当社は、前々事業年度におきまして、「売上高の著しい減少」「重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上」「新たな資金調達の困難性」「A種優先株式に対する配当の見送り」といった継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要事象又は状況が存在し、前事業年度におきましても、営業損失を計上し、「新たな資金調達の困難性」「A種優先株式に対する配当の見送り」といった重要事象又は状況が存在しました。

売上高の著しい減少

当社は、前々事業年度において、売上高が前年比40.7%減となりました。当社では246社ある販売会社に出荷した時点で売上高を計上しているため、販売会社の仕入政策により当社の売上は大きく影響を受けます。前事業年度におきましては、販売組織における在庫調整がある程度進み、売上高が3,832百万円（前々事業年度比14.8%増）と持ち直したものの、未だ本来の売上高に回復しておりません。

重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上

当社は、前々事業年度において、営業損失989百万円、経常損失1,035百万円、当期純損失1,036百万円を計上いたしました。前事業年度においては、売上高が持ち直してきたものの、営業損失を54百万円計上いたしました。

新たな資金調達条件の悪化

財務面におきましては、前々事業年度の業績不振を理由として、従前と比べ資金調達の条件が悪くなってまいりました。前事業年度および直近における当社の経営努力により、主力取引銀行の協力も得て、必要な資金の調達を少し行えるようになってまいりましたが、当社が考えている十分な資金供給を受けられるまでには至っておりません。

A種優先株式に対する配当の見送り

当社は、平成30年12月にA種優先株式1,000百万円を発行いたしました。前事業年度の経営状況を踏まえ、二期連続で普通株式配当の見送りに合わせ、当該A種優先株式に対する優先配当を見送りました。

（会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等に対する分析・検討内容及び解消・改善するための対応策）

当社は、前述のとおり、前々事業年度及び前事業年度におきまして、「売上高の著しい減少」「重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上」「新たな資金調達の困難性」「A種優先株式に対する配当の見送り」といった重要事象等が存在します。

前々事業年度における売上高の著しい減少については、強化製品である「レッドパワー セラム」及び「ホワイトパワー セラム」の販売会社による在庫調整が主要因であり、前事業年度においては、「レッドパワー セラム」（対前事業年度比44.9%増）及び「ホワイトパワー セラム」（対前事業年度比25.3%増）はそれぞれ受注数量が回復しました。また、強化製品以外のレギュラー製品は前事業年度において対前々事業年度比13.9%増と堅調でありました。そのため、前々事業年度における売上高の大幅な減少は一時的な要因であると考えております。

当第1四半期累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行ならびにそれに伴う緊急事態宣言の影響を受け、売上高は前年同四半期累計期間比12.9%減少となっており、再び苦戦しております。ただし、当社の販売組織は粘り強い販売力を維持しており、緊急事態宣言が明けた後の6月の月次売上高は前年同月比で137.3%と回復傾向にあります。今後、徐々に販売活動を再開していくことにより、新型コロナウイルス感染症の流行による影響に不確実性があるものの、通期においては増収を見込んでおります。引き続き、研修動員の強化、新製品の拡販施策、強化製品のキャンペーン施策などの販売支援を積極的に行い売上高の回復を図ってまいります。

また、販売会社等における流通在庫については、その状況の把握に努めるとともに、販売会社ごとに与信枠を設定する等により、販売組織において過剰在庫とならないように防止策を行ってまいります。

損益状況につきましても、販売会社が行う在庫調整の影響による一時的な売上高減少にも耐えられる収益構造とするために、経費の節減に努めております。当第1四半期累計期間においては、売上高は減収だったものの、販売費及び一般管理費が前年同四半期累計期間比71,125千円減少しており、減収にもかかわらず営業損益、経常損益は前年同四半期累計期間比で改善しました。経費削減効果は通期を通じて損益を改善させると考えております。

また、上記対応に加えて、財務面においても、コベナンツ等の条件付ではありますが、平成31年3月には長期借入金400百万円の借入、また、令和元年12月には短期借入金380百万円の借入、当第1四半期累計期間においては、令和2年4月に短期借入金100百万円を行うことが出来ました。ただし、当第1四半期会計期間末の現預金は82百万円となっており、売掛金682百万円と合わせた当座資金は、当社が考えている安全水準よりも少ない状況です。引き続き、在庫の削減と経費の削減を行い、キャッシュ・フローの改善に努めながら、負債削減にも努めてまいります。また、手元流動性を高めるために、当第1四半期累計期間においては、政府支援策に応じて「税金等の猶予」申請を行い、許可を得ております。さらに、「セーフティネット4号」「危機関連保証」等への申込、投資不動産の売却等を進め、一層のキャッシュ・フローの改善を行ってまいります。

配当については、A種優先株式、普通株式とも配当を見送っております。まずは毀損した自己資本とキャッシュ・フローの回復に努めてまいります。販売組織における販売状況は決して悪くないことから、短い期間で収益力を回復出来ると考えております。

以上の必要な措置を講じることにより、今後も「健全な財務基盤」を回復できると考えておりますので、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大及び4月初旬に発出された新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言を受け、外出自粛、個人消費の落ち込み、企業活動の制限による業績の悪化、雇用情勢の減速、内外経済の金融資本市場の変動等にまで影を落とし、わずか数か月足らずの期間で非常に厳しい状況に転じました。そして、世界的に脅威をもたらしている新型コロナウイルス感染症により、人々が生活・生計・健康面において多大なる犠牲を強いられており、社会全体が従来のような活動を行うことが難しい時代になってきました。政府による各種支援政策の実行、自治体や地域社会、企業による感染防止策、そして医療現場の奮闘と国民の自制行動と努力により、5月下旬の同宣言解除から社会経済活動レベルを段階的に引き上げていくことになりましたが、再びの第二波の流行に発展しており、極めて厳しい状況は継続しております。将来的にはワクチン開発などにより、人類がこのウイルスを克服するものと期待しております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体が「Withコロナ時代」「ニューノーマル」と言われる社会に進展し、具体的には、テレワークの進展、非接触型ツールの進展、分散型社会の進展などが起こると考えております。一方、本質的な人間活動は変わることがないため、リアルな関わりは逆にその価値を高め、重要性を増していくと考えております。

当化粧品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により、化粧品全体の需要は落ち込むと考えており、特にメイク製品等については、テレワークの進展などにより、外出が減ることで需要が小さくなると考えております。一方、当社が得意とするスキンケアについては、外出するしないに関わらず日々消費されるものであるため、影響は限定的であると考えております。ただし、当社が展開している研修や会議、勉強会などは、新型コロナウイルス感染症の流行期間およびその後の警戒・自粛期間においては、開催が制限されるため、新規顧客、新規販売員の獲得や、販売員の育成に影響があるものと考えております。そういった中で、当社は従来どおりの訪問販売だからこそできる価値、すなわち誠実・信頼を顧客に提供し続けることが求められていると考えております。

当事業年度も、当社の目指す志や生き方を自身の生き方と捉えて誇りと喜びをもち、「日本の女性の肌を常に美しくし続けること」を全国の販売組織とともに共有し、取り組んでおります。また、財務体質の健全化を図ると同時に、多くの方が自己の夢に向かって挑戦できる環境づくりや、当社の独自価値の再研鑽を通して、出会った誰もが成長できる会社を目指してまいります。

当第1四半期累計期間においては、外出自粛要請に伴い当社の強みを活かした営業活動が大幅に制限されることになりました。6月に入り、地域によっては徐々に活動を再開できるようになってきましたが、レギュラー製品売上高は前年同四半期累計期間比51%減となりました。営業活動が制限される中で、販売組織とのミーティングや会合はオンラインツールも併用し、ユニット単位で積極的に展開し、販売施策の浸透や製品訴求に努めてまいりました。今年3月に新製品として有償先行発売を予定しておりました家庭用複合美容器「アイビー ビューティ パートナー」は、一部部材の調達が開され5月に初回出荷、その後も段階的に出荷いたしました。6月には、いつまでも美しくありたい女性に、ふさわしい頭皮と美髪アプローチへと導くヘアケアシリーズ「ヘアプライマリー」を新発売し、シリーズ合計194,000本超を出荷し好評を得ました。しかし、当第1四半期累計期間の売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、減収となりました。

利益面におきましては、売上構成比と生産調整により売上原価が上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、毎年度実施している全国営業イベント等を今年度は自粛することとした他、経費使用方針に基づく予算管理を継続徹底した結果、販売費及び一般管理費を前年同四半期累計期間比で10.6%削減したことにより営業損益、経常損益、四半期純損益ともに前年並みで推移しました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高307,738千円（前年同四半期累計期間比12.9%減）、営業損失409,107千円（前年同四半期累計期間は営業損失422,914千円）、経常損失419,934千円（前年同四半期累計期間は経常損失429,220千円）、法人税等調整額を98,090千円計上した結果、四半期純損失335,295千円（前年同四半期累計期間は四半期純損失322,491千円）となりました。なお、当社は例年第1四半期累計期間の売上高が少なく、利益についても損失となっております。

また、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は2,045,466千円(前事業年度末は2,501,526千円)となり、前事業年度末に比べ456,060千円減少しました。これは主に、現金及び預金が37,289千円、棚卸資産が212,821千円、前払費用が17,620千円、未収消費税等が40,060千円増加したものの、前事業年度末に計上した売上債権が回収され、売掛金が755,345千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は2,472,914千円(同2,367,342千円)となり、前事業年度末に比べ105,571千円増加しました。これは主に、減価償却費を6,320千円計上したものの、工具・器具及び備品が14,659千円、繰延税金資産が97,960千円増加したことによるものであります。

(繰延資産)

当第1四半期会計期間末における繰延資産の残高は829千円(同2,594千円)となり、前事業年度末に比べ1,764千円減少しました。これは、社債発行費を1,764千円償却したことによります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は2,210,763千円(同2,091,797千円)となり、前事業年度末に比べ118,966千円増加しました。これは主に、未払費用が114,487千円減少したものの、支払手形及び買掛金が119,529千円、短期借入金が45,901千円、賞与引当金が31,646千円、株式給付引当金が21,881千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は1,141,241千円(同1,278,153千円)となり、前事業年度末に比べ136,911千円減少しました。これは主に、定時返済などで社債が88,000千円、長期借入金が56,500千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は1,167,204千円(同1,501,513千円)となり、前事業年度末に比べ334,308千円減少しました。これは主に四半期純損失を335,295千円計上したことによるものです。この結果、自己資本比率は、25.8%(同30.8%)となりました。

経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は、44,944千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末現在において判断したものであります。

当第1四半期累計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当第1四半期累計期間の経営成績等は、上記記載のとおりですが、経営者が判断している重要な指標等につきまして、補足いたします。

a. 上代売上(小売価格ベース)と下代売上(会計上の売上)の関連性について

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しております。当社は、販売会社と小売価格ベースである上代売上で目標を共有化しております。通常、上代売上に対する商品売上(下代売上)の平均掛率は36~40%です。この掛率は、販売契約で定めておりますので、大きく変動することは少ないですが、総じて上代売上高の好調な時は低く、上代売上高が不調な時は高くなる傾向があります。会計上の売上は、商品売上(下代売上)から売上割戻額を引いて算出いたします。

当第1四半期累計期間における上代売上高は、新型コロナウイルス感染症流行及び緊急事態宣言の影響を受け、644,773千円(前年同四半期累計期間は815,720千円)でした。当社としては、上代売上目標を販売組織とともに達成することを最重要視しております。

b. 経営重要指標（KPI；Key Performance Indicator）について

経営重要指標（KPI）として、棚卸資産回転期間、自己資本比率、売上高経常利益率を経営状況のバランスを測る指標としております。

棚卸資産回転期間については、13.2ヶ月（前事業年度末12.3ヶ月）と、棚卸回転期間が増加しました。これは、当四半期累計期間において新製品の発売に向けて仕入が額が増加したことによるものです。引き続き、正常な水準（目標6.0ヶ月）に戻せるように取り組んでまいります。

自己資本比率につきましては、25.8%（前事業年度末30.8%）となりました。これは、当第1四半期累計期間において四半期純損失を335,295千円計上したことによるものです。引き続き、正常な水準（目標60.0%）に戻せるように取り組んでまいります。

売上高経常利益率につきましても、136.5%（前年同四半期累計期間121.4%）となりました。これは、経費節減に努め経常損益は改善したものの、売上高が前年同四半期累計期間比12.9%減収になったことによるものです。引き続きKPIの数値を正常な水準（目標15.0%）に戻せるように取り組んでまいります。

c. 研修動員数

当社の経営成績に重要な影響を与える要因の一つとして、販売組織における研修動員数が重要であると考えております。しながら、当第1四半期累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行ならびにそれに伴う緊急事態宣言の影響を受け、集合研修の中止、延期を余儀なくされました。その結果、理念研修としての「SA研修」の新規動員は23名（前年同四半期累計期は283名）、美容研修としての「美容教室」の新規動員302名（前年同四半期累計期は1,210名）と大幅に減少しました。今後については、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、徐々に動員数の回復を図ってまいります。

d. 流通在庫

当社の経営成績に重要な影響を与えるもう一つの要因としては、販売会社の経営状態であると考えております。販売組織における流通在庫は、ヒアリングにより大まかな把握を行っております。当第1四半期会計期間末におきましては、前事業年度末よりも流通在庫は減少していると推定しておりますが、依然としてやや多い水準と考えております。一方、販売組織の実売状況は、新型コロナウイルス感染症の流行にもかかわらず、粘り強い販売力を維持しております。引き続き販売組織における実売金額の回復が重要と考えております。過剰流通在庫については、一部販売会社を除き解消に向かいつつあるものと考えております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社が判断しているキャッシュ・フローの状況につきまして、補足いたします。

a. キャッシュ・フロー分析

当第1四半期会計期間末において、現預金残高は82,035千円（前事業年度末比37,289千円増）となりました。新型コロナウイルス感染症の流行ならびにそれに伴う緊急事態宣言の影響を受け販売会社における販売活動は制限を受けているものの、粘り強い販売力を維持していること、また政府支援による持続化給付金等で販売組織におけるキャッシュポジションが改善しており、売掛金の入金は順調に行われました。

一方、販売費及び一般管理費は、前年同四半期累計期間比71,125千円減少していること、さらに、新型コロナウイルス感染症に対する政府施策による「各種税金等の猶予」が認められたこともあり、資金繰りは徐々に改善しつつあります。

今後については、仕入及び経費支出を抑えるのは勿論ですが、新型コロナウイルス感染症流行に伴う不安定要因が継続していることから、手元流動性を積み増すことを重要と考えており、上記政府施策による「各種税金等の猶予」に加え「セーフティネット4号」「危機関連保証」融資なども活用するとともに、投資不動産の売却も行っていく方針です。例年9月末が当社の資金繰りの底になっておりますが、取引銀行の協力も得られており、その資金繰りは確保しております。当社といたしましては、引き続き悪化した財務内容の改善に全力で取り組んでまいります。

b. 資本の財源について

当社の資本の財源については、資本金、資本剰余金及び利益準備金等によって構成されております。当第1四半期会計期間末におきましては、四半期純損失を335,295千円計上したことにより、当第1四半期会計期間末の純資産は1,167,204千円となりました。配当政策については、将来のビジネス環境の変動にもそなえるため、当面は内部留保を優先し、今後については、収益の状況を勘案しながら、利益還元を行う方針です。

c. 資金の流動性について

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入（社債含む）により資金調達することとしております。当社の運転資金は季節変動が大きく、3月頃及び9月頃に手元流動性が低くなる傾向があります。この時期に必要な現預金を運転資金として保持できるように努めてまいります。また、当第1四半期会計期間末においてまだ在庫が多い状態と認識しており、仕入を抑制することにより手元資金を生み出し、内部留保した利益と合わせて、負債の削減を行う予定です。なお、第1四半期累計期間の売上高減少に伴い第2四半期累計期間に回収する売掛金が当初予定よりも少なくなる見通しです。そのため、政府施策による「各種税金等の猶予」に加え「セーフティネット4号」「危機関連保証」融資なども活用するとともに、投資不動産の売却を行ってまいります。当社といたしましては、手元の運転資金の確保を確実に行ってまいります。

平成30年12月に発行したA種優先株式1,000百万円については、当社の財務数値が健全化されるまでは、取得条項を行使しない予定です。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期累計期間において、当社の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
A種優先株式	1,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (令和2年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和2年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,104,000	5,104,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	500,000	500,000	非上場	単元株式数 100株{注}
計	5,604,000	5,604,000	-	-

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 優先配当金、累積条項、非参加条項

- 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該普通株式配当に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。
- A種優先配当金の額は、1株につき60円とし、金銭で支払うものとする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、1株につき60円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額(少数部分については、切捨てる額)とする。
- 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、前項で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種無配時優先配当」という。)を行うことが出来る。
- A種優先配当又はA種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、翌期以降第1項から第3項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当又はA種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「A種累積未払配当」という。)を行う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、「A種累積未払配当」不足額を支払う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、「A種累積未払配当」支払いのほか、A種優先株式1株につき、普通株式と同順位で、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。ただし、分配可能な残余財産が、A種優先株式払込金に相当する金額を超える場合には、普通株主に先立ち、A種優先株式払込金に相当する金額を支払い、それ以上の残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(4) 種類株主総会

1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 定款第20条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 定款第21条、第22条及び第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 定款第23条の規定は、会社法第324条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

1. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式による取得価額とする。

[算式] A種優先株式1株当たりの取得価額 = [A種優先株式1株当たりの払込金額] + [A種優先株式発行の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて、1年につき60円の割合による金額(1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。)] - [当社がA種優先株式につき支払ったA種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当の合計額]

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、普通株式の分割又は併合を行う場合及び法令に定める場合を除き、A種優先株式につき株式の分割又は併合を行わない。普通株式の分割又は併合を行う場合には、A種優先株式も同様の比率で分割又は併合を行い、定款第12条及び第13条に定める事項も、合理的な割合で調整されるものとする。
2. A種優先株式に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の事項

当社は、当社定款第6条、第8条、第12条から第17条に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これをA種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和2年4月1日～ 令和2年6月30日	-	5,604,000	-	1,304,200	-	843,800

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和2年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和2年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500,000	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,140,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,934,800	39,348	-
単元未満株式	普通株式 28,700	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,604,000	-	-
総株主の議決権	-	39,348	-

(注) A種優先株式の内容につきましては、(1)株式の総数等 発行済株式 を参照ください。

【自己株式等】

令和2年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイビー化粧品	東京都港区赤坂6丁目18番3号	1,140,500	-	1,140,500	20.35
計	-	1,140,500	-	1,140,500	20.35

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が600株(議決権の数6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2. 令和2年6月30日現在の実質所有の自己株式数は、1,140,518株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東光監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第1四半期会計期間 (令和2年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,745	82,035
受取手形及び売掛金	1,449,008	691,466
商品及び製品	399,746	509,143
仕掛品	8,779	13,380
原材料及び貯蔵品	599,744	698,569
その他	80,942	133,453
貸倒引当金	81,440	82,582
流動資産合計	2,501,526	2,045,466
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	259,925	256,706
土地	515,132	512,688
その他(純額)	84,897	98,700
有形固定資産合計	859,955	868,094
無形固定資産	53,963	50,667
投資その他の資産		
前払年金費用	405,284	417,451
繰延税金資産	304,550	402,511
投資不動産(純額)	333,475	323,642
差入保証金	324,750	324,430
その他	180,647	170,589
貸倒引当金	95,284	84,473
投資その他の資産合計	1,453,423	1,554,151
固定資産合計	2,367,342	2,472,914
繰延資産		
社債発行費	2,594	829
繰延資産合計	2,594	829
資産合計	4,871,463	4,519,209

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第1四半期会計期間 (令和2年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	354,613	474,142
短期借入金	654,668	700,569
1年内償還予定の社債	376,000	376,000
1年内返済予定の長期借入金	226,000	226,000
未払法人税等	27,638	33,375
株式給付引当金	6,122	28,003
賞与引当金	8,500	40,146
返品廃棄損失引当金	3,000	3,000
その他	435,254	329,526
流動負債合計	2,091,797	2,210,763
固定負債		
社債	514,000	426,000
長期借入金	715,000	658,500
役員株式給付引当金	29,309	41,751
その他	19,844	14,990
固定負債合計	1,278,153	1,141,241
負債合計	3,369,950	3,352,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,304,200	1,304,200
資本剰余金	1,564,970	1,564,970
利益剰余金	1,564,121	1,228,825
自己株式	2,811,748	2,811,748
株主資本合計	1,621,542	1,286,247
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,157	1,171
土地再評価差額金	117,871	117,871
評価・換算差額等合計	120,029	119,042
純資産合計	1,501,513	1,167,204
負債純資産合計	4,871,463	4,519,209

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年6月30日)
売上高	353,425	307,738
売上原価	111,301	122,932
売上総利益	242,124	184,805
販売費及び一般管理費	665,038	593,913
営業損失()	422,914	409,107
営業外収益		
受取利息	3,230	2,652
受取配当金	204	180
受取賃貸料	13,258	5,274
業務受託手数料	747	699
雑収入	1,800	941
営業外収益合計	19,242	9,748
営業外費用		
支払利息	5,981	6,015
賃貸収入原価	12,614	11,676
雑損失	6,952	2,883
営業外費用合計	25,548	20,575
経常損失()	429,220	419,934
特別損失		
減損損失	-	10,473
特別損失合計	-	10,473
税引前四半期純損失()	429,220	430,407
法人税、住民税及び事業税	2,977	2,977
法人税等調整額	109,707	98,090
法人税等合計	106,729	95,112
四半期純損失()	322,491	335,295

【注記事項】

(追加情報)

1. 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末437,731千円、55,409株、当第1四半期会計期間末437,731千円、55,409株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度として、「役員向け株式交付信託」を導入いたしました。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末367,863千円、46,565株、当第1四半期会計期間末367,863千円、46,565株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

3. 財務制限条項

当社は、平成30年8月及び平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入金残高は、次のとおりです。

(1) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	600,000千円
借入実行総額	600,000千円
当第1四半期会計期間末借入金残高	449,500千円
期間	7年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算書上の経常損益につき2期(通期)連続して損失を計上しないこと。

(2) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	400,000千円
借入実行総額	400,000千円
当第1四半期会計期間末借入金残高	300,000千円
期間	5年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算書上の経常損益につき2期(通期)連続して損失を計上しないこと。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載しました新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期累計期間(自平成31年4月1日至令和元年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自令和2年4月1日至令和2年6月30日)

当社は、主として秋季及び春季に集中して販売会社に製品を出荷する売上計画の組み立てを行っているため、通常第1四半期累計期間の売上高は、他の四半期会計期間と比べ著しく低くなっております。一方、営業費用については、売上高ほどの変動はないため、通常第1四半期累計期間の営業損益、経常損益、四半期純損益は他の四半期会計期間と比べ著しく低くなっており、損失を計上しやすい損益構造となっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年6月30日)
減価償却費	22,616千円	26,426千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成31年4月1日至令和元年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期累計期間において、四半期純損失322,491千円を計上しました。この結果、当第1四半期会計期間末において、利益剰余金が前事業年度末に比べ322,491千円減少し、1,195,723千円となっております。また、評価・換算差額等が前事業年度末に比べ1,030千円減少しました。その結果、当第1四半期会計期間末の純資産合計額は、前事業年度末に比べ323,522千円減少し、1,072,197千円となりました。

当第1四半期累計期間(自令和2年4月1日至令和2年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第1四半期累計期間において、四半期純損失335,295千円を計上しました。この結果、当第1四半期会計期間末において、利益剰余金が前事業年度末に比べ335,295千円減少し、1,228,825千円となっております。また、評価・換算差額等が前事業年度末に比べ986千円増加しました。その結果、当第1四半期会計期間末の純資産合計額は、前事業年度末に比べ334,308千円減少し、1,167,204千円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	85円64銭	88円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	322,491	335,295
普通株主に帰属しない金額(千円)	7,500	7,500
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	329,991	342,795
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,853	3,861

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式(前第1四半期累計期間61千株、当第1四半期累計期間55千株)、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式(前第1四半期累計期間48千株、当第1四半期累計期間46千株)を控除して算定しております。

3. 1株当たり四半期純損失は、四半期純損益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しております。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、令和2年7月31日に下記のとおり資金の借入を行いました。

1. 資金の借入の理由 運転資金
2. 資金の借入の概要

(1) セーフティネット4号 感染症全国

- a. 借入先 : りそな銀行(保証協会による保証)
- b. 借入金額 : 30百万円
- c. 借入期間 : 10年
- d. 元金据置期間 : 5年
- e. 無利子期間 : 3年
- f. 有利子期間金利 : 2.0%
- g. 担保 : なし
- h. 保証人 : 代表取締役 白銀 浩二

(2) セーフティネット4号 感染症対応

- a. 借入先 : りそな銀行(保証協会による保証)
- b. 借入金額 : 50百万円
- c. 借入期間 : 10年
- d. 元金据置期間 : 5年
- e. 無利子期間 : 3年
- f. 有利子期間金利 : 2.0%
- g. 担保 : なし
- h. 保証人 : 代表取締役 白銀 浩二

(3) 危機関連保証 感染症対応

- a. 借入先 : 横浜銀行(保証協会による保証)
- b. 借入金額 : 20百万円
- c. 借入期間 : 10年
- d. 元金据置期間 : 2年
- e. 無利子期間 : 3年
- f. 有利子期間金利 : 2.0%
- g. 担保 : なし
- h. 保証人 : 代表取締役 白銀 浩二

(4) 危機関連保証 危機対応

- a. 借入先 : 横浜銀行(保証協会による保証)
- b. 借入金額 : 60百万円
- c. 借入期間 : 10年
- d. 元金据置期間 : 2年
- e. 無利子期間 : - ()
- f. 有利子期間金利 : 2.0%
- g. 担保 : なし
- h. 保証人 : 代表取締役 白銀 浩二

() 無利子支援の上限が100百万円のため、60百万円は有利子になります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年8月6日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東光監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 治 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビー化粧品の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第46期事業年度の第1四半期会計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイビー化粧品の令和2年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。